

内航船舶売買契約書式改定趣旨書

社団法人日本海運集会所
書式制定委員会
内航船舶売買契約書式改定審議小委員会

I. 改定の経緯

1989年4月1日より、内航関係取引には消費税が課税されることになり、これに伴い、日本内航海運組合総連合会はカルテル行為をもって消費税を外税とした。これを受け（社）日本海運集会所書式制定委員会（委員長水谷豊氏、副委員長小原順氏）は、内航関係書式を外税であることを明定する規定をもって改定することとし、「運送契約書（内航用）」、「成約覚書（内航用）」、「内航タンカー・航海傭船契約書」、「内航裸傭船契約書」、「内航定期傭船契約書」、「内航タンカ定期傭船契約書」、「運航委託契約書（内航用）」の7書式を改定した。（参照：「内航関係契約書式の消費税導入による改定趣旨」海運、1989年5月号80頁）

内航船舶売買契約書は、1986年の改定より使用者から種々の意見が寄せられていたこともあり、これらも合わせて当方面の実務家及び専門家をもって改定審議を行うこととなった。（1989年4月14日開催昭和63・平成元年度第3回書式制定委員会）

II. 内航船舶売買契約書式改定審議小委員会の設置と審議経過

同上決議の下に以下の各氏をもって1989年9月に「内航船舶売買契約書式改定審議小委員会」が設置された。同委員会は、同年9月14日に第1回小委員会を開催して以来慎重審議を重ね、1990年2月20日に開催された第9回小委員会をもって成案を得た。

小委員会成案は、1990年2月27日開催の昭和63年・平成元年度第5回書式制定委員会に上程され、成案のとおり承認されたので、ここに公表する。

III. 内航船舶売買契約書式改定審議小委員会委員

（◎印議長、○印副議長、敬称略、各業種アイウエオ順、職名は委嘱時）

[船社]

◎片岡法典 日産船舶（株）常務取締役
○北本稔 京北海運（株）常務取締役

[商社]

保坂 直 伊藤忠商事（株）船舶・海洋プロジェクト部第三課課長
山内 幹雄 住友商事（株）船舶事業部船舶第三課課長

[仲立]

香椎日出登 香椎産業海運（株）専務取締役
加藤智 宝運シッピング（株）売船部課長

[保険]

能仁 勝俊 大正海上火災保険（株）海上業務部副部長

[団体]

大槻 潤一 日本内航海運組合総連合会調整部部長心得

[事務局]

荒川 太郎 書式仲裁部部長代理
田代 健二 書式仲裁部

IV. 寄せられた意見

1. 消費税に関する規定を設けるべき。
2. 買主が本船購入後直ちに海外に売船する場合、本船が再び日本沿岸で運航されないような注意規定を設けるべき。これは、建造引当資格のある内航船が海外売船される場合には、その引当資格が留保できる点を悪用して、海外に売船した形にして同船を日本沿岸で営業運航するケースが幾つか発見されたためである。
3. 建造引当権を明記すべき。
4. 特約欄を設けるべき。
5. 左右にもう少し余白を取り、書き込み又は修正が容易にできるようにすべき。
6. 紙質を厚くすべき。

V. 主な改定箇所

上記意見を中心に、より使い易い契約書式とするために次のような改定がなされた。

- (1) 第1条に記入事項を全て収めた。
- (2) 特約欄を設けた。
- (3) 規定の整理は、旧書式の第3条【手付金】と第4条【売買価格、支払い方法及び権利証書の受渡し】を統合し、また第6条【船底検査及び引渡し準備完了】を船底検査に関する条項で統括し、引渡し準備完了に関しては第7条にまとめた。旧第6条が8項にも及び、混み入って煩わしいとの意見を入れたものである。
- (5) 前文は、裸傭船契約書式に倣い極力省略し、特約欄にスペースを割いた。
- (6) 左右に余白を取るためライン番号を外すこととした。
- (7) 消費税に関する規定を1条5欄及び第3条に置いた。
- (8) 買主が船舶を購入後海外に売船する際の注意規定を新設することで検討を行ったが、国内売買契約の規定として条項化するにはあまりにも特殊に過ぎるので、英文船舶売買契約書の改定の際に検討されることに委ね、今回の改定では見送られた。

VI. 審議方針及び審議方法

- (1) 小委員会の開催は定例とはせず、都度開催とし、4か月を目処に改定案を得ることとした。
- (2) 事務局作成の「改定たたき案」をもって逐条的に審議することとした。

VII. 逐条説明

1. レイアウト

横書となつたのが昭和60年1月の改定からであるが、それ以前の縦書のものが依然使用されていることを考慮して、縦書も検討の対象としてはどうかとの意見もあった。しかし、横書の方がファイルに便利であるとして従来どおりとした。ちなみに、横書きとなつてよりの当書式の頒布数は、1988年度1,466部、1987年度979部、1986年度1,106部であった。

2. 表題

旧

昭和 24 年 7 月 制定 昭和 31 年 12 月 改定 昭和 46 年 7 月 改定 昭和 60 年 1 月 改定 昭和 61 年 1 月 改定	社団法人 日本海運集会所書式制定委員会	発行所 社団法人 日本海運集会所 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 8 番地 三井ビル 6 号館 不許複製
内航船舶売買契約書		

新

昭和 24 年 7 月 制定 昭和 31 年 12 月 改定 昭和 46 年 7 月 改定 昭和 60 年 1 月 改定 昭和 61 年 1 月 改定 平成 2 年 2 月 改定	社団法人 日本海運集会所書式制定委員会	
内航船舶売買契約書		

昭和60年の改定の際に「船舶売買契約書」より「内航船舶売買契約書」に変更された。これは、本書式を使って売買される船舶の多くが内航船であるからという理由であった。

今回の審議においても「内航船舶売買契約書」で特に問題なしとされた。

収入印紙を貼付する場所を確保するため、表題の右側にあった枠囲みの「発行所等」の記述を下段の欄外に移した。

3. 前文

旧

① 売主	(以下「売主」という) と
② 買主	(以下「買主」という) とは
③ 以下の条項に基づき売主の所有する	(以下「本船」という) の
④ 売買契約(以下「本契約」という) を締結する。	

新

売主	と買主	とは
以下の条項に基づき売主の所有する		(以下「本船」という)
の売買契約(以下「本契約」という) を締結する。		

- (1) 1988年に改定された裸傭船契約書に倣い、当事者の特定を省略した。
- (2) 内航船舶の場合、共有されている場合がよくあるので、表題と当事者名の記入箇所との間のスペースを多くとった。

4. 第1条

旧

5. 第1条【契約の目的物】

6. 1. 本契約の目的物は次のとおりとする。

7. (1) 本船: 明細は以下のとおりである。

8. 船種・船名	船		
9. 船舶番号	内航許可番号		
10. 船籍港	届出番号		
11. 航行区域	船級等		
12. 総トン数	トン	載貨重量トン数	トン
13. 長さ・幅・深さ		引当資格重量トン数等	トン 立方メートル
14. 船体製造者		船体進水年月	
15. 主機関製造者		船体竣工年月	
16. 主機関の型式、数		主機関製造年月	
17. 次期検査期日	定期	公示出力	馬力 キロワット
	中間(1)	通信設備	
	中間(2)		

20. (2) 属具・備品: 外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は、本契約の目的物とし、
 21. その価格は本船の売買価格に含むものとする。ただし、本船の引渡しまでの間に本船の運航のために使用され
 22. た属具及び／又は備品は、補充の必要はないものとするが、法定の数量を欠くときは、売主はその数量までの
 23. ものを補充しなければならない。
24. 2. 残存燃料油等: 引渡しの際に本船に残存する燃料油、未使用的潤滑油及び未開封の消耗品は、売主がこれらを
 25. 購入した時の価格で買主が買い取るものとし、飲罐水及び食料品は、買主が無償で受け取ることができる。
26. 3. 私物・借り物: 私物及び借り物は、本契約の目的物より除く。売主は、乗組員の私有物及び第三者よりの借り
 27. 物を本船の引渡し前に陸揚げするものとする。

新

第1条【契約の目的物と主要な事項】

1. 本 船 明 細	船種・船名	船籍港	
	総トン数	載貨重量トン数	
	長さ・幅・深さ	引当資格重量トン数等	
	船舶番号	内航船舶表示番号	届出番号
	航行区域	船級等	連続最大出力
	船体製造者	船体進水年月	船体竣工年月
	主機関製造者	主機関の型式・数	主機関製造年月
2. 本船売買価格 (3条2項)	(総額) (内建造引当権)	3. 手付金 (3条1項)	
		4. 残代金 (3条2項)	

5. 消費税 (3条2項)		6. 残代金支払場所 (3条2項)	
7. 引渡し期間 (4条、7条1項)	より まで	8. 引渡し場所 (4条)	
9. 検査官(員) (2条3項、5条2項)		10. 違約金等の利率 (年利) (7条2項・4項)	11. 遅延の猶予期間 (7条3項)
12. 解除通告期間 (7条3項)	(銀行営業日)	13. 仲裁地 (13条)	(「東京」又は 「神戸」を記入) 14.
15. 属具・備品	外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は、本契約の目的物とし、その価格は本船の売買価格に含むものとする。ただし、本船の引渡しまでの間に本船の運航のために使用された属具及び備品は、補充の必要はないものとするが、法定の数量を欠くときは、売主はその数量までのものを補充しなければならない。		
16. 残存燃料油等	引渡しの際に本船に残存する燃料油、未使用的潤滑油及び未開封の消耗品は、売主がこれらを購入した時の価格で買主が買い取るものとし、飲料水及び食料品は、買主が無償で受け取ることができる。		
17. 私物・借り物	私物及び借り物は、本契約の目的物より除く。売主は、乗組員の私物及び第三者よりの借り物を本船の引渡し前に陸揚げするものとする。		
18. 特 約			

本条に記入事項を全て収めた。これによって記入が容易となり、契約に重要な事項が一覧できる。反面、裏面条項との照合の際、1頁目の記入欄を見返さなければならないという不便が生じるが、1頁目をコピーすることでこの不便は解消される。

(1) 1欄は旧書式と同じく船舶の明細の記入欄である。レイアウト上項目の順序を変更したが、項目に変更はない。

① 「載貨重量トン数」欄には、タンカーの売買の便宜を考慮して「トン」に加え、「キロリットル」を置いた。

② 「内航許可番号」は事業者に付与されるもので、船舶に付与されるのは「内航船舶表示番号」であるので、そのように改めた。

③ 「公示出力」を「連続最大出力」と改定した。これは「公示出力」の定義が明確でないためである。

(2) 2欄以下14欄は今回の改定で設けられた欄である。

① 2欄の「売買価格」は、総額とその内の建造引当権を記載できるようにした。これは建造引当権を中心とした取引も行われていること、管海官庁、税務署が建造引当権を明確にすることを要求することがあるためである。

② 4欄「残代金」は、売買価格より手付金額を差し引いた金額を記載する欄である。

③ 14欄は、当事者間で取り決めたその他の事項のために設けた。例えば、仲介人の手数料率などを記載する。

(3) 15欄「属具・備品」、16欄「残存燃料油」及び17欄「私物・借り物」は、現行どおりである。「属具・備品」の項に旧規定では「及び／又は」とあったが、日本語の契約書では馴染まないので「及び」とした。

残存燃料油の購入時期を明確にしてはどうかとの意見もあったが、国内で販売される燃料油は内航燃料

油研究懇談会で標準価格が設定されているため別段争いとなることはないので、旧規定のとおりとした。

5. 第2条

旧

28 第2条【本船の引渡し時の状態】

- 29 1. 本船は引渡しの時に第1条記載のとおりとし、外観検査時と実質的に同じ状態であるものとする。ただし、通常の耗減及び消耗は除くものとする。
- 30 2. 買主は、本船の引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なると主張するときは、それを立証しなければならない。
- 31 3. 本船の引渡し時の状態に関し、船級（J Gを含む、以下同じ）上の検査対象項目に疑義が生じたときは、第6
32 条第3項の検査員の見解に従うものとする。

新

第2条【本船の引渡し時の状態】

1. 本船は引渡しの時に第1条1欄記載のとおりとし、外観検査時と実質的に同じ状態であるものとする。ただし、通常の耗減及び消耗は除くものとする。
2. 買主は、本船の引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なると主張するときは、それを立証しなければならない。
3. 本船の引渡し時の状態に関し、船級（J Gを含む、以下同じ）上の検査対象項目に疑義が生じたときは、第1
9欄の検査官又は検査員（以下「検査員」という）の判断に従うものとする。

内容に変更はない。

外観検査の時期を明確にするため記載欄を設けてはどうかとの意見もあったが、国内売買の実際例からはほとんど問題にはならないとされた。

6. 第3条

旧

35 第3条【手付金】

- 36 1. 買主は本契約に記名捺印した時に、手付として金 円（以下「手付金」という）を売主
37 に支払わなければならない。
- 38 2. 手付金は、本船の引渡しがあったときに、売買価格の一部に充当する。

39 第4条【売買価格、支払方法及び権利証書の受渡し】

- 40 1. 本船の売買価格を金 円とする。
- 41 2. 買主は、売買価格より手付金額を差し引いた残額金 円（以下残代金という）を本船の受
42 取りと同時に、において売主に支払うものとする。
- 43 3. 売主は、残代金の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするのに必要な一切の書類並びに日本内航海運組
44 合総連合会発行の「引当資格重量トン数等及び納付金支払証明書」を買主に引き渡す。

新

第3条【代金、手付金の支払方法及び権利証書の受渡し】

1. 買主は、本契約に記名押印した時に、第1条3欄記載の手付金を売主に支払わなければならない。手付金は、本船の引渡しがあったときに、売買価格の一部に充当する。
2. 買主は、第1条4欄記載の残代金並びに本船の売買価格に対する第1条5欄記載の消費税を本船の受取りと同時に、第1条6欄記載の場所において売主に支払うものとする。
3. 売主は、前項の残代金並びに消費税の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするのに必要な一切の書類並びに日本内航海運組合総連合会発行の「引当資格重量トン数等及び納付金支払証明書」を買主に引き渡す。

旧第3条と第4条を合体した。

旧第3条1項及び2項を1項にまとめた。

2項に消費税に関する規定を設けた。消費税は買主の負担とし、その支払いは買主が残代金を支払う時とした。

手付金の放棄又は倍返しによる契約の任意解約の条項を加えることも検討されたが契約は締結された以上履行されるべきであり、そのような商慣行を育成すべきとして規定しないこととした。

7. 第4条

旧

⑥ 第5条【本船の引渡し】

- ⑥ 売主は、 年 月 日より 年 月 日までの間に
 ⑦ において本船の引渡し準備を完了しなければならない。

新

第4条【本船の引渡し】

売主は、第1条7欄記載の期間内に、第1条8欄記載の場所において、本船の引渡し準備を完了しなければならない。（第6条参照）

旧規定の第5条で、第4条となったほかは内容に変更はない。

8. 第5条

旧

⑧ 第6条【船底検査及び引渡し準備完了】

1. 売主は、本船の引渡し前に売主買主双方立会いの上、本船の満載喫水線以下の船底の検査（以下「船底検査」という）を行うことができるよう、船渠を手配しなければならない。
2. 前項の検査において及び第6項の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかつたときは、本船は引渡しに適した状態とみなし、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
3. 船底検査の結果、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損う損傷であるか否かにつき、売主買主双方で協議が整わないときは、
 の検査官／検査員（以下「検査員」という）に検査（以下「検査員の検査」という）を依頼するものとする。

- 56 4. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものではないと認定されたとき及び第6項の検査が行われると
57 ときはその検査において、異常が発見されなかったときは、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
- 58 5. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものであると認定されたときは、売主は、自己の費用で検査員
59 の指定する修理を行わなければならない。
- 60 6. 買主は、船底検査の間、自己の費用で船尾軸を検査することができる。ただし、検査員が船尾軸の検査を指示
61 したとき、又は検査の結果、船尾軸に損傷が発見されたときは、売主は検査員が指定する修理を行い、その修理
62 費用及び船尾軸の引出し装着費用を負担するものとする。
- 63 7. 船底検査のために要する船渠料、その付帯費用、検査料及び検査員の費用は、買主の負担とする。ただし、第
64 第5項及び第6項ただし書の場合においては、本項の費用は、すべて売主の負担とする。
- 65 8. 船渠までの回航費用は、船底に損傷がなく、買主が船渠料等の費用を負担する場合にあっても、売主の負担と
66 する。

旧第6条は、8項にも及びわかりづらいという指摘があり、船底検査に関する規定と船底検査後の物理的な引渡し準備完了の規定とに分けた。すなわち、第5条は船底検査に関する規定のみとし、引渡し準備完了に関する規定は第6条とした。

新

第5条【船底検査】

1. 売主は、本船の引渡し前に売主買主双方立会いの上、本船の満載喫水線以下の船底（以下「船底」という）の検査（以下「船底検査」という）を行うことができるよう、船渠を手配しなければならない。
2. 船底検査の結果、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損う損傷であるか否かにつき、売主買主双方で協議が整わないときは、検査員に検査（以下「検査員の検査」という）を依頼するものとする。
3. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものであると認定されたときは、売主は、自己の費用で検査員の指定する修理を行わなければならない。
4. 買主は、船底検査の間、自己の費用でプロペラ軸を検査することができる。ただし、検査の結果プロペラ軸に船級を損う損傷が発見されたときは、売主は検査員が指定する修理を行い、その修理費用及びプロペラ軸の引出し及び装着費用を負担するものとする。
5. 本条の検査のために要する船渠料、その付帯費用、検査料及び検査員の費用は、買主の負担とする。ただし、本条3項又は4項ただし書の場合においては、本項の費用は、すべて売主の負担とする。
6. 船渠までの回航費用は、船底に損傷がなく、買主が船渠料等の費用を負担する場合においても、売主の負担とする。

- (1) 第1項で「船底」の定義を明確にした。満載喫水線以上も検査できるように改定してほしいとの意見もあったが、売主に酷に過ぎるとして、旧規定のとおりとされた。
- (2) 新規定の第2項は旧規定の第3項。
- (3) 新規定の第3項は旧規定の第5項。
- (4) 新規定の第4項は旧規定の第6項。日本海事協会の鋼船規則集には「船尾軸」との文言はなく、同規則集に倣って「船尾軸」を「プロペラ軸」とした。

旧規定の「検査員が船尾軸の検査を指示したとき」は、削除された。内航船の売買実務では保険会社の代表者が検査員となることが多く、そのような場合プロペラ軸を抜くことがほとんどないこと、そのような検査員の指示でプロペラ軸が抜け、プロペラ軸に異常がなくても、本条の費用が売主の負担となることは不合理とされた。

- (5) 新規定の第5項は旧規定の第7項。
- (6) 新規定の第6項は旧規定の第8項。

9. 第6条

新

第6条【引渡し準備完了】

1. 第5条の船底検査及び同条4項のプロペラ軸の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかったとき、又は損傷が本船の船級を損うものではないと認定されたときは、本船は引渡しに適した状態とみなし、売主は本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
2. 第5条3項又は同条4項ただし書により修理が行われるときは、修理終了後検査員より修理完了の認定を受けたときに、本船を引渡しに適した状態とみなし、売主は本船の引渡し準備を完了したものとみなす。

(1) 新規定第1項は旧規定の第2項及び第4項を合わせた規定。

(2) 新規定第2項は新設の規定で、修理が行われる場合の引渡し準備完了の時期を明確にした。

10. 第7条

旧

第7条【引渡しの遅延と契約の解除】

1. 売主が第5条の期間内に本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、手付金を返還するとともに手付金と同額の違約金を解除の通知を受けた日から起算して銀行営業日4日以内に買主に支払わなければならない。売主が銀行営業日4日以内にこれを支払わないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 の利息を付してこれを支払わなければならない。
3. 引渡し遅延が不可抗力又は第6条第5項若しくは第6項の修理による場合は、買主は 日以内の遅延を承認しなければならない。これを超えるときは、買主は、本契約を解除することができる。この場合、買主は、遅延又は修理に関する期間について売主から通知を受けた日から起算して、銀行営業日 日以内に解除するか否かを、売主に通知しなければならない。
4. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、解除の通知を受けた日から起算して、銀行営業日4日以内に手付金を買主に返還しなければならない。この場合、損害賠償の請求は認めない。ただし、売主が銀行営業日4日以内に手付金を返還しないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 の利息を付してこれを返還しなければならない。
5. 第2項ないし第4項による通知は、いずれも書面（電報、テレックス、ファクシミリを含む）で行うことを行い、銀行営業日の午後5時以降又は土曜日、日曜日若しくは休日に到達した通知は、翌営業日に受け取られたものとみなす。

新

第7条【引渡しの遅延と契約の解除】

1. 売主が第4条による本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、手付金を返還するとともに手付金と同額の違約金を解除の通知を受けた日から起算して銀行営業日4日以内に買主に支払わなければならない。売主が銀行営業日4日

以内にこれを支払わないときは、銀行営業日 4 日目の翌日より第 1 条 10 欄記載の利率による利息を付してこれを支払わなければならない。

3. 引渡し遅延が不可抗力又は第 5 条 3 項若しくは 4 項の修理による場合は、買主は第 1 条 11 欄記載の日数の遅延を承認しなければならない。これを超えるときは、買主は、本契約を解除することができる。この場合、買主は、遅延又は修理に関する期間について売主から通知を受けた日から起算して、第 1 条 12 欄記載の銀行営業日以内に解除するか否かを、売主に通知しなければならない。
4. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、解除の通知を受けた日から起算して、銀行営業日 4 日以内に手付金を買主に返還しなければならない。この場合、損害賠償の請求は認めない。ただし、売主が銀行営業日 4 日以内に手付金を返還しないときは、銀行営業日 4 日目の翌日より第 1 条 10 欄記載の利率による利息を付してこれを返還しなければならない。
5. 本条での通知は、いずれも書面（電報、テレックス、ファクシミリを含む）で行うことを要し、銀行営業日の午後 5 時以降又は土曜日、日曜日若しくは休日に到達した通知は、翌営業日に受け取られたものとみなす。

内容に変更はない。

11. 第 8 条

旧

§8 第 8 条【受取り義務と受取り拒否又は代金の不払による契約の解除】

1. 買主は、引渡し準備完了日の翌日から起算して銀行営業日 4 日以内に本船を受け取らなければならない。
2. 買主が正当の理由なくして本船の受取りを拒否したとき、又は 年 月 日までに本船を受け取らないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
3. 買主が残代金を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
4. 前 2 項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、違約金として手付金を取得するものとする。

新

第 8 条【受取り義務と受取り拒否又は代金の不払による契約の解除】

1. 買主は、引渡し準備完了日の翌日から起算して銀行営業日 4 日以内に本船を受け取らなければならない。
2. 買主が前項の期日までに本船を受け取らないとき、又は正当な理由なくして本船の受取りを拒否したときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
3. 第 3 条に従い買主が残代金及び消費税を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
4. 本条 2 項又は 3 項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、違約金として手付金を没収するものとする。この場合、損害賠償の請求は認めない。

(1) 旧規定第 2 項では「又は 年 月」と規定し、第 1 項で買主に与えられた受取り猶予期間を更に延長するものであるが、同規定は海外売船のような複雑な代金送金による不測の遅延から買主を保護するための規定と考えられるところ、国内売買においては送金等にそれ程の手数もかからないので、買主の受取り猶予期間を更に延長する必要性はないとして、削除した。

(2) 第 3 項に「残代金」の後に「消費税」を加え、「残代金及び消費税」とした。文頭に「第 3 条に従い」を置き明確にした。

(3) 第 4 項の「取得」を「没収」とした。売主は、手付金の没収以外は損害賠償請求権を有しないことを、念のため規定した。

12. 第9条

旧

第9条【引渡し不能と契約の解除】

本船が引渡し前に滅失した場合、物理的又は経済的に修理不能な損傷を被った場合、又は不可抗力によって本契約の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、本契約の不履行とはみなされず、手付金は、買主に返還されるものとし、返還については、第7条第4項の規定を準用する。

新

第9条【引渡し不能と契約の解除】

本船が引渡し前に滅失した場合、物理的又は経済的に修理不能な損傷を被った場合、又は不可抗力によって本契約の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、本契約の不履行とはみなされず、手付金は、買主に返還されるものとし、返還については、第7条第4項の規定を準用する。

内容は旧規定のとおり。

「不可抗力」の例を列举してはどうかとの意見もあったが、網羅しきれない事例もあろうからとして、旧規定のとおりとした。

13. 第10条

旧

第10条【本船の債務と引渡し後発見された瑕疵】

1. 売主は、本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害することのないようにして、本船を引き渡さなければならない。売主がこれに違反したことにより、買主が損害を被ったときは、売主は、これを補償しなければならない。
2. 本船の引渡し後、本船に物理的瑕疵が発見されたとしても、売主がその瑕疵を故意に隠蔽したものでない限り、売主は、一切責任を負わない。

新

第10条【本船の債務と引渡し後発見された瑕疵】

1. 売主は、本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害することのないようにして、本船を引き渡さなければならない。
2. 売主が前項に違反したことにより、買主が損害を被ったときは、売主は、これを補償しなければならない。
3. 本船の引渡し後、本船に物理的瑕疵が発見されたとしても、売主がその瑕疵を故意に隠蔽したものでない限り、売主は、一切責任を負わない。

旧規定第1項を売主の義務規定とし、売主がこれに違反した場合の規定の2項に分けた。これは、売主が本船の物理的状態を引渡し準備完了とするばかりでなく、第1項のとおり本船を一切の債務がない状態にして引き渡さなければ、買主が本船の受取りを拒否できることを明確にするためである。

14. 第11条

旧

102 第11条【登記登録費用及び固定資産税】

- 103 1. 本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は、すべて買主の負担とし、売主は、登記登録の完了まで買主に協
104 力しなければならない。
- 105 2. 本船の固定資産税は、1月分より本船の受渡し月分までのものについては売主が、受渡し月の翌月から12月分

新

第11条【登記登録費用及び固定資産税】

1. 本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は、すべて買主の負担とし、売主は、登記登録の完了まで買主に協
力しなければならない。
2. 本船の固定資産税は、本船の引渡し月分までのものについては売主が、引渡し月の翌月からは買主が、それぞ
れ負担する。

2項の固定資産税の負担割合に関する「1月分より・・・12月分」との規定は、納税期（4月、7月、
12月、翌2月）との関係で混乱を生じる恐れがあるため、「1月分」、「12月分」を削除した。

「受渡し」とあったが、他の条項との整合性より「引渡し」と改めた。

15. 第12条

旧

107 第12条【記載外事項】

- 108 本契約書に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習に従う。

新

第12条【記載外事項】

- 本契約書に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習に従う。

変更なし。

16. 第13条

旧

109 第13条【仲裁】

- 2字抹消 110 1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所（東京／神戸）に仲裁
111 判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
- 112 2. 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

新

第13条【仲裁】

1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、第1条13欄記載の地における社団法人日本海運
集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。

仲裁は、海事仲裁委員会で行われていることを明らかにした。旧規定では、日本海運集会所が仲裁を行うように読め、日本海運集会所の会員以外の者がこの仲裁を利用することができない、又は会員外の者に対し不利な仲裁が行われると取られる恐れがあった。そこで書式制定においてまた書式の改定の際には、この規定に統一している。

17. 末文・署名欄

旧

上記契約を証するため、本書2通を作り、各自記名捺印の上互いに1通を保有する。

年 月 日 において

売 主

買 主

仲介人

新

上記契約を証するため、本書 通を作り、各自記名押印して 保有する。

年 月 日 において

売 主

買 主

仲 介 人

「本書2通を作り、各自記名押印の上」とあると2通とも課税文書となり、正規の収入印紙を貼付しなければならず、印紙額も高額となるので、実務での多くは「本書1通を作り、各自記名押印の上買主がこれを保有し、売主はその写を保有する。」と修正するのでそのように改定してほしいとの意見も出された。しかし、契約書の建前からは、やはり本書は2通作成し、各当事者がそれぞれ保有する旧規定どおりとの意見も出され、両者の意見を容れ、契約書の通数及び契約書の保有の箇所は空欄とし、当事者が記入できるようにした。ちなみに、後者の空欄には「買主が正本を、売主が写を」、「互いに1通を」、「買主がこれを」又は「買主が」の文言が記入されることが想定される。

以 上